

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XIV 政党

6 日本共産党

4 政策・方針

原水禁運動での新方針

共産党は『赤旗』四月四日付、四月五日付に無署名論文「統一の路線と分裂の路線——原水爆禁止運動三〇年の経験と教訓」、五月二〇日付にも「原水爆禁止運動の根本問題——いまなぜ歴史の解明が必要か」を公表した。

前の論文は、原水禁運動の分裂の経過をふり返り、その「本質は、けっして意見の相違それ自体にあったのではなく、一部の勢力が自己の特定の政治的立場を、〃統一の論理〃に反して全体におしつけようとしたところに原因があった」と述べて、「社会党、総評指導部の理不尽な態度」を改めて強く批判した。さらに論文は、七七年以来の国民的大統一組織の合意の経過とその挫折にふれ、「それが文字通り実現するならば、わが国の原水禁運動の〃第二の誕生〃ともいえる新しい出発点となり」、「核戦争阻止へむけた歴史を動かす強力な運動を生み出す第一歩となるはずであった」が、しかし、「『原水禁』、総評指導部などは、統一の事業のもっとも中心的課題である『国民的大統一組織の実現』にたいし、頑強に反対をはじめ」、「『准政党』ともいうべき特異な政治的体質をもつ総評による、原水禁運動内外でのさまざまな後退的動きがめだっている」として、いくつかの事実をあげつつ原水禁や総評の責任を鋭く追及している。

また、後の論文では、先の論文を公表した意図にもふれつつ、(1)原水禁運動の組織統一の回復のためには、統一の路線と分裂の路線について歴史的解明をおこない、分裂問題の本質とその責任の所在を明らかにしなければならない、(2)七七年合意の統一の事業の中心的課題は、過去の分裂克服の方向での国民的大統一組織の実現という点にあった、(3)統一世界大会の開催は原水禁運動の組織統一と一体のものであり、原水協の共同主催への参加は年内での組織統一実現という条件付きの過渡的措置だった、(4)原水禁・総評はこの公的な約束を反古にし、統一の中心的課題である国民的大統一組織の実現を妨害し、統一回復の道を閉ざし、組織統一に反対する立場からその対案としてつみかさね共同行動なるものを提案している、(5)「七七年『合意』の国民的大統一組織実現という大目標を〃水に流し〃て、ただ『原水禁』との共同行動をおこなうということは」、「真の統一が回復されていない現状を実際には無条件に肯定し、いわゆる〃共同行動〃を終着駅とする分裂状態の固定化、運動全体を『原水禁』、総評が許容する範囲内にとどめるという重大な誤りをおかすことになり」、「結局、七七年『合意』にもとづく国民的大統一組織の実現という中心的課題を事実上放棄するだけでなく、日本の原水禁運動の基調を、分裂の論理にたつ『原水禁』と准政党的存在である総評の許容する範囲内の共同におしこめて、共同行動の水準や課題の設定、基本方向を、情勢の要求からかけはなれた重大な弱点をもつものにせざるをえず」、「〃日米安保条約を許容

する反核運動への重大な変質とならざるをえない」——などの主張を展開した。このような立場から、共産党は、準備委員会方式による原水禁世界大会の統一的開催の恒常化やここに世界大会開催以外の反トマホーク運動等の多様な課題をもちこむことに反対し、組織統一の具体的日程抜きの「共同行動」自体にも批判的な態度を明らかにした。八三年世界大会準備委員会と八四年世界大会準備委員会をめぐって生じた紛糾は、このような共産党の新方針と関連があるものと見られている。

【統一の路線と分裂の路線(最後の部分)】

真の統一の実現と日本原水協の役割

こうして、一九六三年にソ連の干渉とも結びついた社会党、総評の分裂主義の策動に端を発した二十年にわたる日本の原水禁運動の分裂の歴史には、いぜんとして決着がつけられていない。そしてこの経過からもあきらかなように、一九七七年の「組織統一」の合意がしめす方向で、分裂の論理とその産物をそのままにすることなく、統一の路線にもとづく真の統一の回復の課題に光をあてるべきことの必要性は、いささかも減じてはいないのである。この点を、もっぱら時間の経過と蓄積を理由に、あいまいにしたり帳消しにするなら、こんごつらぬくべき統一の路線にかんしても、筋の通らない対応とならざるをえず、またそれではなによりも分裂の路線とたたかえないこととなるであろう。

一九七七年以来の原水爆世界大会の統一的開催は、まだ過渡的な措置にすぎず、この状況に安住すべきではない。いまこそ七七年の合意にそって真の統一の実現にむかって努力すべきときである。

この点では、統一の論理を体現してきた日本原水協の役割も、真の原水禁運動の統一を実現する道理ある推進者として、今日、ますます重大になっているのである。

【原水爆禁止運動の根本問題(総評に関する部分)】

総評が、特定政党支持を義務づけ、社会党のための巨額の政治資金を、政党支持におかまいなく全組合員から徴収し、選挙ともなれば、組合員を社会党の選挙運動に動員し、組合機関紙も組合の宣伝カーも社会党の選挙宣伝活動に活用するなど、社会党と事実上一体化してきたことは、よく知られている。総評は、市民団体など無党派の大衆団体とはまったく性格の異なる準政党的団体なのである。

総評は、そうした「社会党一党支持」義務づけ体制のもとで、社会党の特定の政治方針を労働組合運動にもちこみ、その支持をおしつけているが、そのもっとも重大な事例が「社公政権構想」支持のおしつけである。一九八〇年一月の社公政権構想合意は、共産党排除を政治原則とし、日米安保条約の事実上の存続と自衛隊の容認を政策大綱にかかげ、社会党が反革新路線への一八〇度の転換をとげたものであったが、総評指導部は、公然とこの社公政権構想合意の実現を推進し、同年二月の総評臨時大会でこの支持を決定した。そして、すでに「論文」で指摘したように、非核三原則の法制化反対への転換や、軍拡支持推進勢力にも原水禁運動の門戸をあげようところみる総評指導部らの一連の言動は、「社党一党支持」体制のもとで準政党化した総評が、「社公合意」によって社会党とともに右転落したことと、けっして無関係ではないのである。

総評の準政党化は、また、労働組合運動や原水禁運動もふくむ大衆運動とその組織を、社会党の領地ないしは勢力圏のようにみなし、社会党の党派的利益を大衆運動の団結と要求実現よりも優先させる、セクツ的党派主義となってあらわれている。その特定の路線、政治的立場のおしつけや、運動を独占しようとする「大国主義」的ヘゲモニー主

義、はては運動にたいする分裂など、このセクト的党派主義は、大衆運動、大衆組織の団結と前進をさまたげる重大な要因となってきた。

政策・声明・論文

以上のほか、共産党がこの一年間に発表した主な政策、声明、論文はつぎのとおりである。特記しないかぎり、いずれも『赤旗』に発表されたもので、カッコ内はその日付である。なお、そのすべては『理論政策』の翌月号に再録されている。

〔総選挙闘争〕

(1)歴史的な総選挙の躍進へ——いまこそ全党、全後援会の総決起を——六中総決議(八三年一月二〇日)、(2)日本の政治の根本的刷新のために日本共産党の躍進を——衆議院議員選挙にあたって日本共産党は訴える(一一月二三日)、(3)衆議院議員選挙にあたっての十大重点政策(一一月二三日)、(4)総選挙戦の公示にあたり、全党、全後援会の総決起を訴える(一二月一日)、(5)清潔・平和・革新の政治めざし、あなたの支持を日本共産党と革新共同へ——全有権者のみなさんに訴えます(一二月三日)、(6)司法反動を許さず、人権と民主主義を守るために、最高裁判官の国民審査に多数の×票を(一二月七日)、(7)清潔・平和・革新の代表、日本共産党と革新共同の候補者にあなたの一票を——投票日をまえにすべての有権者に訴えます(一二月一七日)、(8)総選挙の結果について(一二月一九日)、(9)中曽根首相・総裁への公開質問状(一二月六日)、(10)日本社会党への公開質問状(一二月七日)、(11)公明党への公開質問状(一二月七日)、(12)民社党への公開質問状(一二月七日)

〔政治倫理関係〕

(1)口事件田中角栄有罪判決について(一〇月一二日)、(2)自民党中曽根内閣の田中擁護論を批判する——国会議員団ロッキード等金権腐敗政治追及委員会(一〇月二四～二五日)、(3)ロッキード事件に係る政治的道義的責任糾明に関する決議案(一〇月七日)、(4)田中たなあげ、悪法強行の重大事態に際して——議員団の声明(一一月一七日)、(5)田中角栄議員辞職勧告決議案(八四年二月二三日)、(6)政治倫理綱領(素案)について(四月二三日)

〔反核・平和問題〕

(1)「東京宣言」の基調と矛盾する「核凍結支持」表明——新原昭治(八三年八月九日)、(2)原水禁運動の統一の原則と「核凍結問題」——『赤旗』主張(一〇月六日)、(3)非核三原則を守れ——インビンシブル寄港について(一二月一〇日)、(4)際限ない核軍拡競争の悪循環を打破し、核戦争を阻止するために——ヨーロッパでの核交渉の中断にさいして(一二月一三日)、(5)「西側の一員」論の帰結はなにか——重大化する日米欧軍事一体化(一二月一四日)、(6)核兵器廃絶への緊急提言——アメリカ合衆国レーガン大統領への書簡(八四年一月一九日)、(7)核兵器廃絶への緊急提言——ソビエト社会主義共和国連邦アンドロポフ共産党書記長への書簡(一月一八日)、(8)問われる原水爆禁止運動——統一の路線か分裂の路線か——『赤旗』主張(五月二四日)、(9)真の原水禁運動の前進のために——総評の党略的横車と、それに同調する誤り(六月一六日)、(10)真の原水禁運動の前進のために——核トマホーク反対——党略的な打算では、運動は前進しない——総評の「6・24反トマ行動」おしつけ(六月二三日)、(11)いま問われているのは、原水協の方針に反した代表の誤り(六月二七日)

〔労働運動関係〕

(1)未来きり開く前進に期待——統一労組懇年次総会での村上副委員長挨拶(八三年八月二日)、(2)全通、衛都連問題の意味するもの——『赤旗』主張(八月二八日)、(3)民主主義の根本にかかわる労組の人権侵害——『赤旗』主張(九月五日)、(4)10・21からの脱落を合理化する総評指導部(一〇月一〇日)、(5)いまこそ革新の大義を堅持して——情勢と労働組合運動の任務——『赤旗』主張(八四年一月四日)、(6)労働者・国民に背向けた全民労協の“政策提言”(六月四日)

〔国際関係〕(1)ニュージャージー寄港問題——国会議員団の抗議と申入れ(八三年七月四日)、(2)IPU(列国議会同盟)ソウル総会にたいする日本共産党の態度(七月二一日)、(3)ソ連共産党中央委員会への書簡(一〇月三日)、(4)非同盟・中立・自衛の政策こそ日本の平和と安全を保障する道——日本共産党の主張と提案(一一月一九日)、(5)「朝鮮時報」の日本共産党非難に反論する(一二月八日)、(6)「キムイルソン(金日成)主義」信奉者たちの反共、反革新の策動について(一二月九日)、(7)スペイン共産党へのソ連の干渉を排す——大国覇権主義の露骨なあらわれにたいして——『赤旗』主張(八四年二月五日)、(8)中国覇権主義の過去と現在(三月一五日)、(9)核問題についての東京での日本共産党とソ連共産党の予備会談について(五月一日)

〔その他〕

(1)大韓航空機撃墜事件について(九月一二日)、(2)大韓航空機撃墜事件にかんするソ連共産党中央委員会への書簡——ソ連共産党からの九月一二日付「回答」にたいして(九月二一日)、(3)中曽根内閣の健康保険制度の全面改悪と問われる各党の態度(一一月三〇日)、(4)雇用における真の男女平等を実現するために——国会議員団婦人議員会議(評論特集版二月七日)、(5)育児休業制度化にあたっての提案(一一月七日)、(6)暴力・非行克服のため、学校・家庭・地域・行政の総力をあげた取り組みを(一二月五日)、(7)最低保障年金を確立し、安定した年金制度をめざして(一二月五日)、(8)中小企業の経営危機打開のために(一二月六日)、(9)パート労働者の雇用安定と待遇改善のために(一二月八日)、(10)軍縮と国民生活防衛、民主的行革断行の予算に——日本共産党・革新共同の組み替え提案(八四年二月二七日)、(11)治安維持法の中曽根版——「政党法」制定のファッショ的策動を打ち破ろう(三月二日)、(12)真に公正・民主的な選挙制度の実現をめざして——議員定数是正と衆議院比例代表制にかんする日本共産党の提案(三月二〇日)、(13)電気通信事業の民営化に反対し、管理・運営の民主化をもとめる(四月二〇日)、(14)中小企業の経営危機打開のために——中小企業関係三法の改正案提出にあたって(五月一一日)、(15)「男女雇用機会均等法案」と日本共産党の提案(六月二八日)

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
